

第四次宮崎市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2025 年度～2030 年度
(令和 7 年度～令和 12 年度)

2025 年 3 月
宮崎市

目次

第1章 基本的事項

1-1	背景.....	1
1-2	計画の目的.....	2
1-3	計画の位置づけ.....	3
1-4	基本的情報.....	3
	(1) 計画期間.....	3
	(2) 基準年度.....	3
	(3) 対象範囲.....	3
	(4) 算定範囲.....	3
1-5	計画の対象とする温室効果ガス.....	4
1-6	温室効果ガス排出量の算定方法.....	5

第2章 過去の計画における取組

2-1	直接的項目.....	6
2-2	間接的項目.....	8

第3章 本計画における温室効果ガス算定

第4章 温室効果ガスの削減目標

第5章 目標達成のための基本方針

5-1	公共施設における省エネルギーの推進.....	12
5-2	再生可能エネルギーの導入拡大の推進.....	13
5-3	移動の脱炭素化の推進.....	14
5-4	職員の環境意識啓発と環境に配慮した取組の推進.....	15
5-5	その他の取組の推進.....	15
	【コラム】 カーボンニュートラル地域モデル処理場計画（大淀処理場）.....	17

第6章 計画の推進

6-1	推進体制.....	18
6-2	点検・評価・見直し体制.....	19
6-3	実施状況の公表.....	19
6-4	計画の見直し.....	19

※本計画は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和6年4月 環境省）に基づき作成しています。

第1章 基本的事項

1-1 背景

現在、人間の活動に伴って二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に排出されることにより、地球温暖化が進行していると言われています。

実際に、世界各地で平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇等が発生しており、農作物や生態系への影響等も報告されるなど、地球温暖化は人類共通の重要な環境問題のひとつとされています。

こうした状況を受け、近年、地球温暖化対策が国内外で広がりを見せています。

世界の動き

◆パリ協定

2015年にフランス・パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、2016年11月、温暖化対策の国際枠組みとなる協定が発効されました。

この協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」といった世界共通の長期目標が掲げられました。

◆IPCC 1.5℃特別報告書

2018年10月、IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の報告書において、「将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要」と示されました。

国の動き

◆「2050年カーボンニュートラル」宣言

2020年10月、首相が所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、すなわち脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

◆地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の一部を改正する法律

2021年5月、温対法が一部改正され、2050年カーボンニュートラルの基本理念等が明記されました。

◆地域脱炭素ロードマップ

2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域脱炭素実現への行程と具体策が示されました。

政府は、今後5年間を集中期間として政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域[※]をつくとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。

※ 脱炭素先行地域とは

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用、その他の温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域。（参考：環境省HP）

◆地球温暖化対策計画の改定

2021年10月、国の温暖化対策に関する総合計画が改定され、2050年カーボンニュートラルの達成を長期目標とし、2030年度までに国の温室効果ガスを2013年度比で46%削減するとの中期目標を掲げました。また、地方公共団体は政府実行計画[※]に準じて率先的な取組を実施するよう示されています。

◆政府実行計画[※]の改定

2021年10月、政府実行計画が改定され、政府の事務事業に伴い発生する2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比39.8%から50%へ引き上げました。さらに、太陽光発電の導入、新築建築物の

ZEB化、電動車の導入、照明のLED化、再生可能エネルギー電力の調達等を、政府自らが率先して行うことを示しました。

※ 正式名称は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」

宮崎県の動き

◆第四次宮崎県環境基本計画

2021年3月に策定され、県内全域の温室効果ガス削減目標を、2030年度までに2013年度比で26%としていました。その後、2023年3月に削減目標を50%に引き上げました。

宮崎市の動き

◆「2050年ゼロカーボンシティみやざき」宣言

2021年8月30日、宮崎市議会9月定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

◆第三次宮崎市環境基本計画

2018年3月に策定され、宮崎市域の温室効果ガス削減目標を2030年度までに2013年度比で26%としていました。

「2050年ゼロカーボンシティみやざき」宣言に伴い、2023年3月に改定し、温室効果ガス削減目標を46%に引き上げるとともに、2030年度の再生可能エネルギー導入目標等を見直しました。

◆第四次宮崎市環境基本計画

2025年3月に策定し、宮崎市域の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減する等の目標を掲げました。

◆第三次宮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2018年3月に策定され、宮崎市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス削減目標を2030年度までに2013年度比で39.8%としていました。

「2050年ゼロカーボンシティみやざき」宣言に伴い、2023年2月に改定し、温室効果ガス削減目標を50%に引き上げました。

この計画は2024年度末で計画期間満了となるため、ここに「第四次宮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、今後も地球温暖化対策を積極的に推進します。

1-2 計画の目的

「第四次宮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」）は、宮崎市役所を市内の一事業者とし、宮崎市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を目的としています。地球温暖化対策や環境負荷の低減に関する取組を、市民や事業者が率先して実施・推進し、脱炭素社会の実現を目指しています。

なお、宮崎市役所の温室効果ガス削減に関するこれまでの計画は以下のとおりです（表1）。

（表1）宮崎市役所の温室効果ガス削減に関する過去の計画

計画期間	計画の名称
1999～2005（H11～H17）	宮崎市環境保全率先実行計画 ラブ・アースみやざき
2006～2012（H18～H24）	宮崎市地球温暖化防止実行計画
2013～2017（H25～H29）	宮崎市地球温暖化防止実行計画（第二次計画）
2018～2024（H30～R6）	第三次宮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

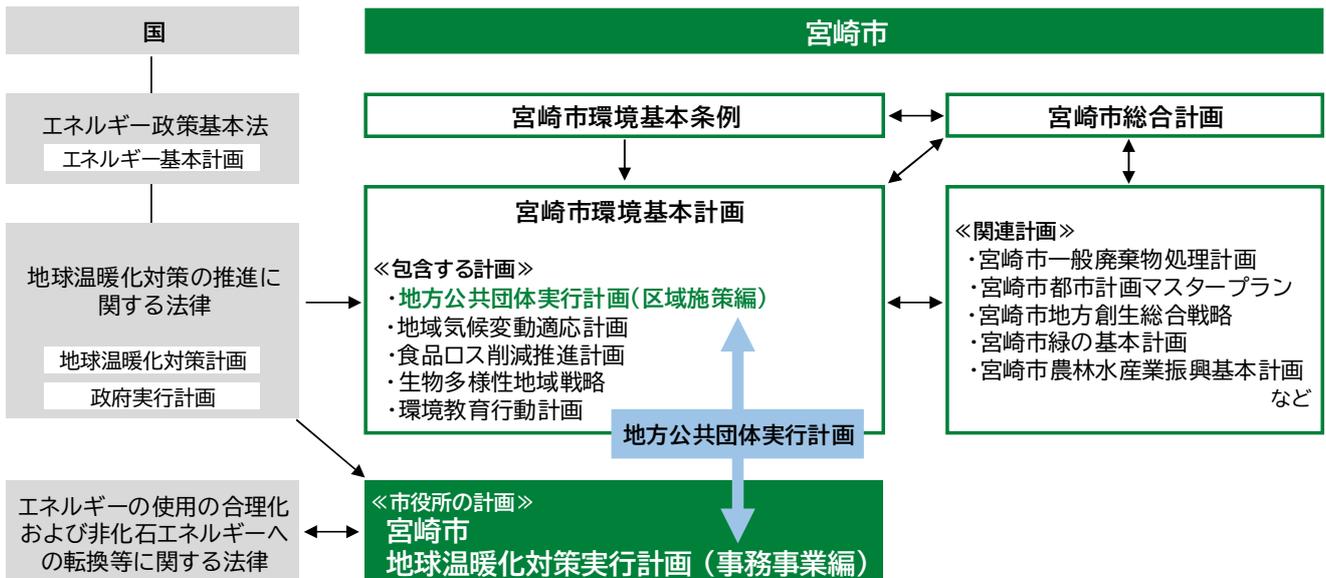
1-3 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。地方公共団体実行計画は「区域施策編」と「事務事業編」の2つで構成され、本計画は後者に該当します。

なお、本市は温対法に基づき、区域施策編と事務事業編の両方を策定する必要があります。

- ◆区域施策編……市内全域の温室効果ガス削減等 ⇒宮崎市環境基本計画に含まれる
- ◆事務事業編……市役所の温室効果ガス削減等 ⇒本計画

本計画の位置づけは以下のとおりです（図1）。



（図1）本計画の位置づけ

1-4 基本的情報

(1) 計画期間

政府実行計画（国）に準じて、2025年度から2030年度までの6年間とします。

(2) 基準年度

政府実行計画（国）に準じて、第三次実行計画と同様、2013年度を基準年度とします。

(3) 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業であり、本市が所有、または借り受けて使用している施設（出先機関や指定管理者制度施設を含む）とします。ただし、指定管理者制度施設以外の外部委託業務等は対象範囲外とします。

(4) 算定範囲

事務事業編における算定範囲について、環境省は「温室効果ガス排出量を自ら管理できる範囲」かつ「エネルギー管理権限を有する（設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にある）範囲」としています。

これを踏まえ、本計画の算定範囲は、宮崎市が所有、または借り受けて使用し、かつ、宮崎市がエネルギー管理権限を有している施設・設備とします。

1-5 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に掲げる温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類を算定対象とします。

パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄は、排出の実態把握が困難かつ排出量も極めて少ないため、算定対象外とします。

本計画で対象とする温室効果ガスは、以下のとおりです（表2）。

（表2）本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	活動量	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電力会社等から供給された電気の使用 ^{※1}	電力会社等から購入した電気の使用量	○
	燃料の使用	ガソリン、軽油、灯油、LPガス、A重油、天然ガス、都市ガス等の使用量	
	一般廃棄物の焼却 ^{※2}	廃プラスチック類の焼却量	
	産業廃棄物の焼却 ^{※2} ^{※3}	廃プラスチック類の焼却量	
メタン (CH ₄)	自動車の走行	公用車の走行距離	○
	施設における下水等の処理	終末処理場及びし尿処理施設における下水等の処理量	
	浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	浄化槽及び農業集落排水施設の処理対象人員	
	一般廃棄物の焼却 ^{※2}	連続燃焼式焼却施設における総焼却量	
	産業廃棄物の焼却 ^{※2}	下水汚泥の焼却量	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	公用車の走行距離	○
	施設における下水等の処理	終末処理場及びし尿処理施設における下水等の処理量	
	浄化槽の処理	浄化槽及び農業集落排水施設の処理対象人員	
	一般廃棄物の焼却 ^{※2}	連続燃焼式焼却施設における総焼却量	
	産業廃棄物の焼却 ^{※2} ^{※3}	廃プラスチック類、下水汚泥の焼却量	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンの使用	公用車の使用台数	○
パーフルオロカーボン類 (PFC)	パーフルオロカーボンを含有する製品の廃棄等	排出の実態把握が困難で、かつ排出量も極めて少ない	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の使用等	排出の実態把握が困難で、かつ排出量も極めて少ない	×

（「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月 環境省）に基づく）

※1 上記の環境省マニュアルでは「他人から供給された電気の使用」と示されています。

※2 「主な発生源」が同一であっても、温室効果ガスの種類によって、対象とする活動量が異なります。

（例）主な発生源：一般廃棄物の焼却

活動量：二酸化炭素……廃プラスチック類の焼却量

メタン、一酸化二窒素……連続燃焼式焼却施設における総焼却量

※3 エコクリーンプラザみやざきでは、宮崎市が事務事業上排出する産業廃棄物についても焼却しています。

1-6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量（単位：t-CO₂）は、以下の式で計算することができます。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

（表 3）温室効果ガス算定に関する用語の定義

活動量	排出係数	地球温暖化係数
電気使用量や燃料使用量等、事業活動の規模を表す指標のこと。	電気や燃料など、エネルギー種類ごとに、活動量 1 単位あたりの温室効果ガス排出量を示したもの。	二酸化炭素を基準（=1）とし、温室効果ガスの種類別の強さを数値化したもの。温対法施行令第 4 条に示されている。

◆自家発電に伴う温室効果ガス算定について

再生可能エネルギー発電設備等を活用して自家発電を行った電気は、「電力会社等から供給された電気の使用」に伴う二酸化炭素排出量の算定対象ではありません。

例えば、本市は廃棄物発電を行い、その電力の一部を自家消費していますが、この発電時に排出された二酸化炭素は「燃料の使用」や「廃棄物の焼却」に伴う排出として算定します。

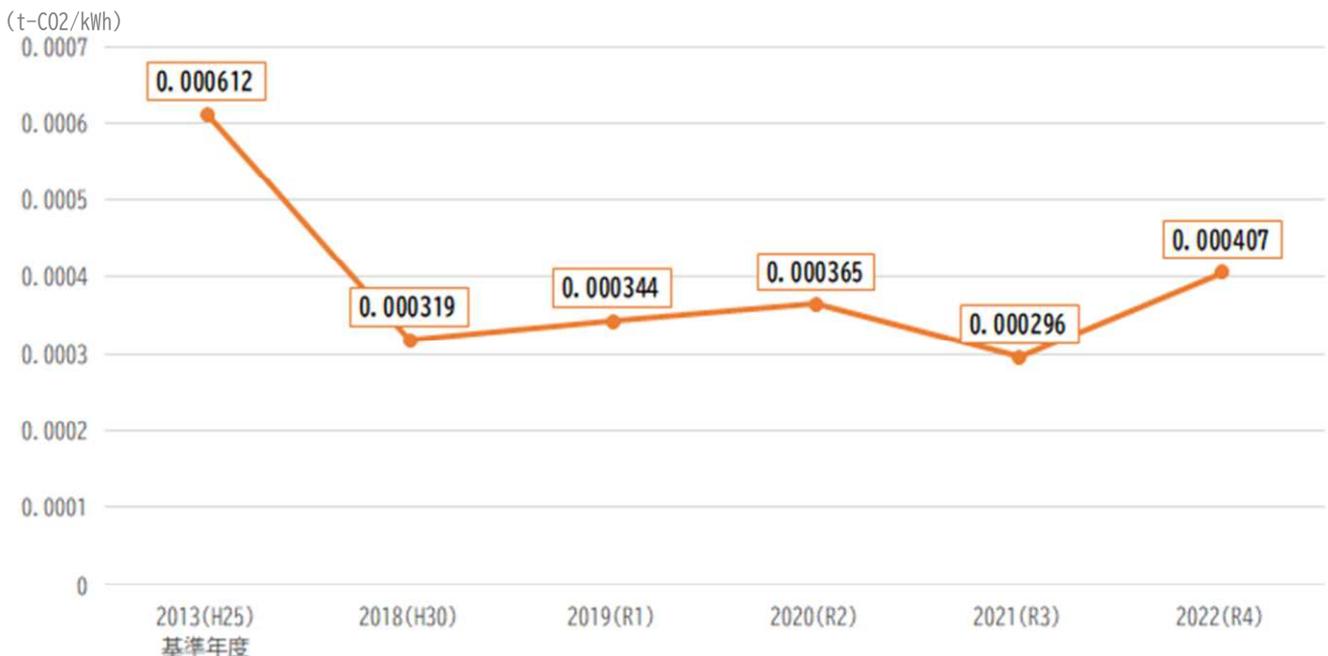
◆電力排出係数について

電力排出係数とは、電力会社等が一定の電力を作り出す際に二酸化炭素をどの程度排出したかを示す指標で、電力会社等ごとに毎年変動しています（図 2）。

この係数は、表 2 の「電力会社等から供給された電気の使用」に伴う二酸化炭素量を算定する際に使用します。また、非化石エネルギー発電（再生可能エネルギー発電や原子力発電等）を進めることで低下します。

政府は、国全体の電力排出係数を 2030 年度までに 0.000250t-CO₂/kWh 程度とすることを目指しています*。

*出典：経済産業省「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月）



（図 2）九州電力株式会社の電力排出係数の推移

第2章 過去の計画における取組

本市はこれまで、温室効果ガス削減に直結する「直接的項目」と、温室効果ガス削減に間接的に影響する「間接的項目」に分けて、地球温暖化対策に取り組んできました。

2-1 直接的項目

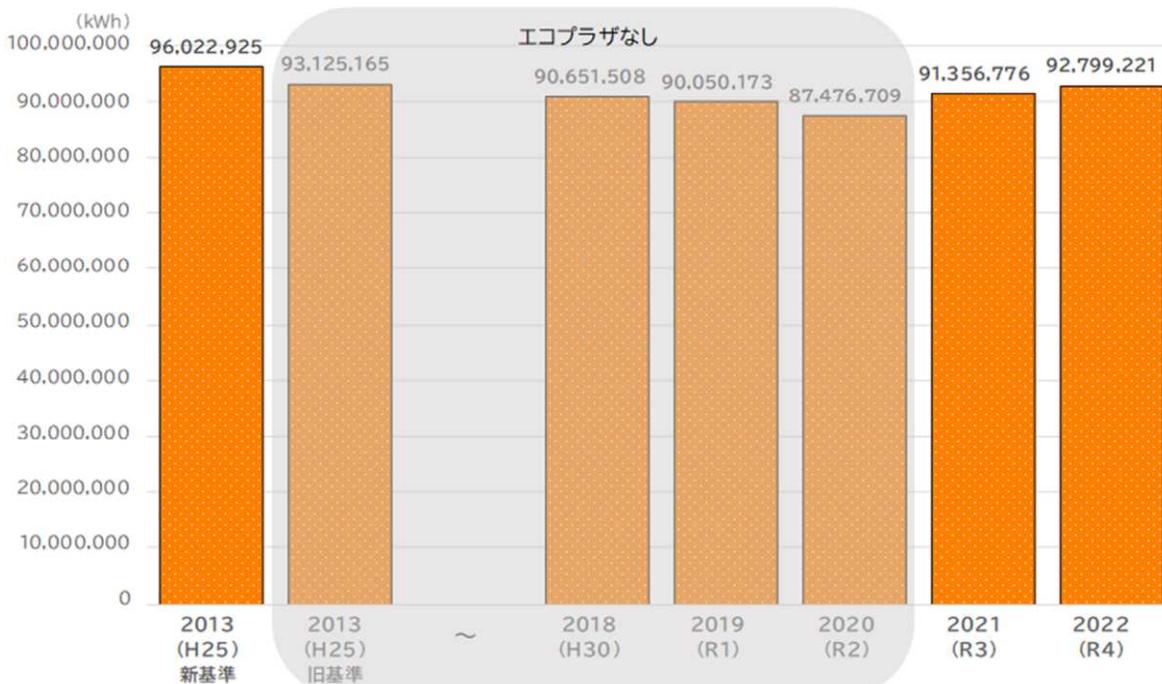
市町村合併や対象範囲の拡大等ありましたが、2022年度末現在、目標を達成できています（表4）。

（表4）過去計画における直接的項目の達成状況

	計画期間	基準年度	目標	結果		備考
第一次実行計画	2006～2012 (H18～H24)	2004 (H16)	▲4%	▲9.93%	達成	旧清武町域を除く
第二次実行計画	2013～2017 (H25～H29)	2011 (H23)	▲12.3%	▲6.85%	未達成	外部委託、指定管理を除く
第三次実行計画	2018～2024 (H30～R6)	2013 (H25)	▲26.92%	▲31.83%	達成中	2022年度時点

◆電気使用量について

- 宮崎市役所の電気使用量は、2021年度以降、増加傾向です（図3）。
- 2021年度の増加理由として、廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」（以下、エコプラザ）の運営が本市の事務事業に加わり、この電気使用量の算定を開始したこと等が挙げられます。
- 2022年度の増加理由として、新型コロナウイルス感染症対策や熱中症対策等のため、換気と空調稼働を同時に行う場面が増えたことが挙げられます。

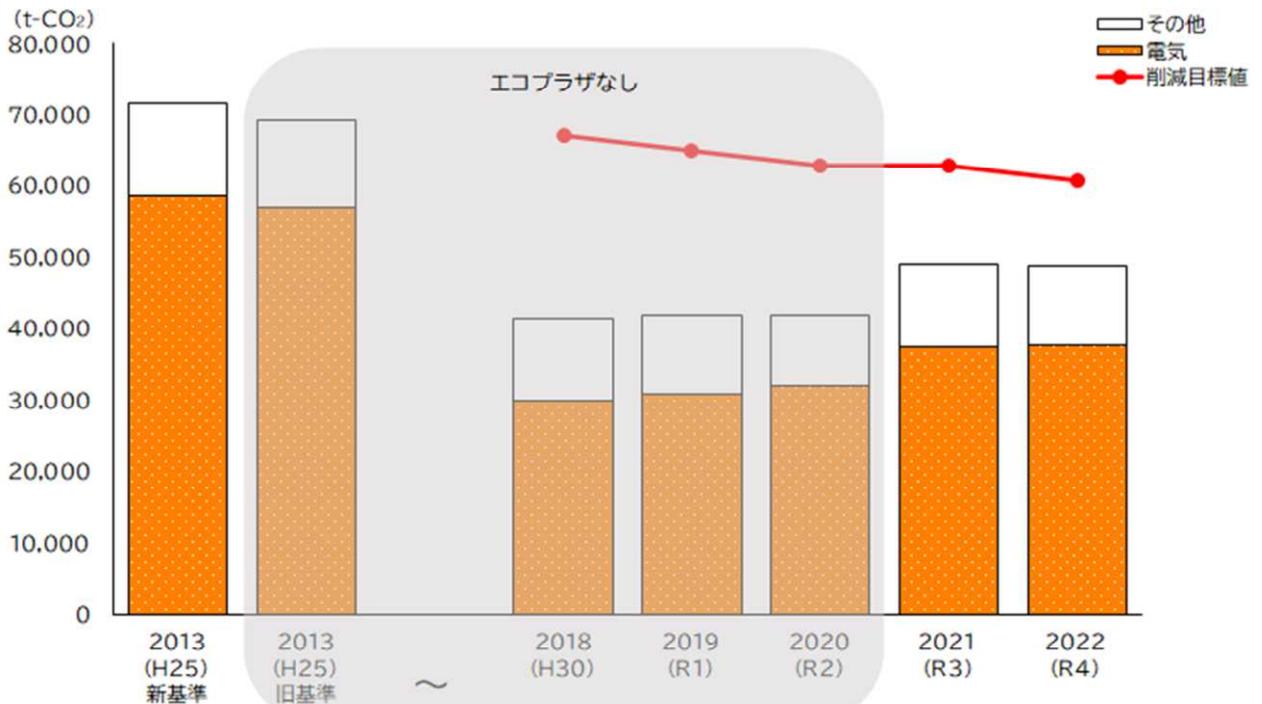


（図3）宮崎市役所の電気使用量

◆温室効果ガス排出量について

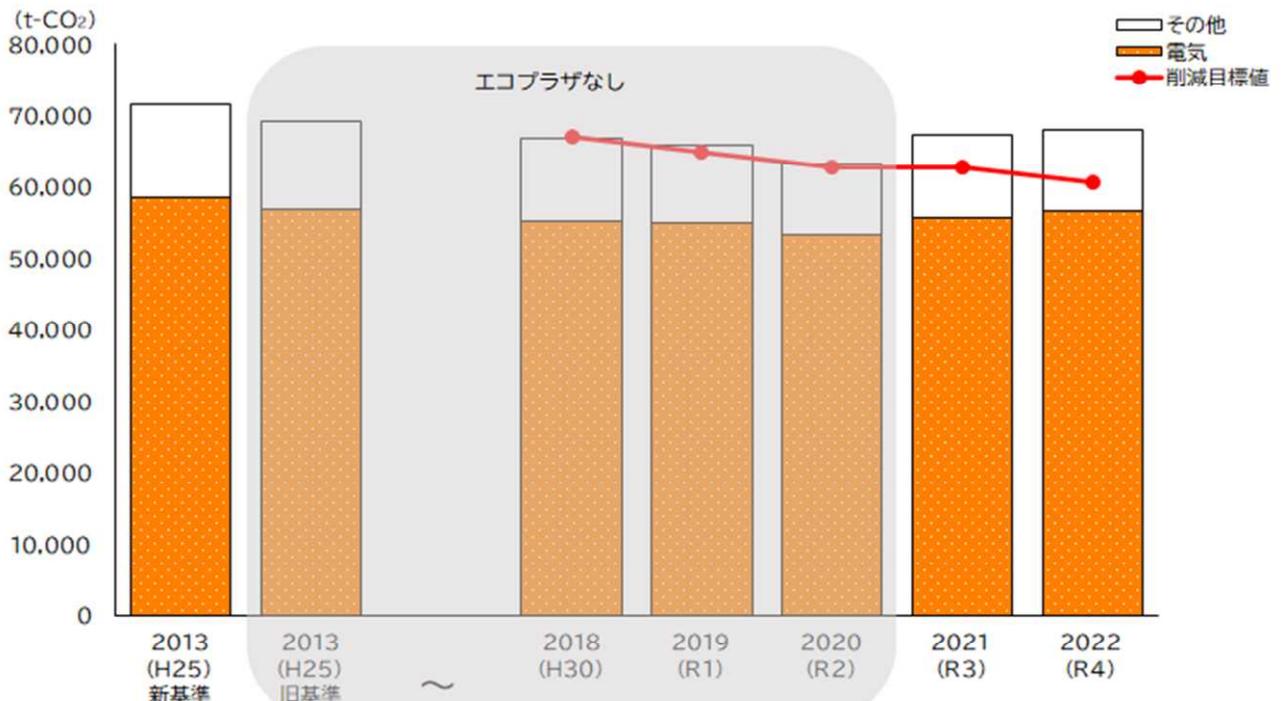
- 宮崎市役所の温室効果ガス排出削減目標は達成できています（図4）。これは、電力会社等の発電時に生じる温室効果ガスが削減され、電力排出係数が減少したことによるものです。

- 宮崎市役所の温室効果ガス総排出量のうち、「電力会社等から供給された電気の使用」に伴う二酸化炭素が大半を占めています（図4）。



（図4）宮崎市役所の温室効果ガス総排出量 【電力排出係数：毎年変動】

- 参考として、電力排出係数を基準年度（九州電力㈱の2013年度基礎排出係数：0.000612t-CO₂/kWh）に固定した場合の温室効果ガス排出量も算定しています。この場合、削減目標は未達成です（図5）。



（図5）宮崎市役所の温室効果ガス総排出量 【電力排出係数：基準年度に固定】

2-2 間接的項目

2022年度現在、紙購入量の削減、可燃ごみの減量は達成できていますが、上水道使用量は増加し、ノーマイカーデー※の実施率は低下しています(表5)。なお、プラスチック資源ごみ量は前年度よりも増加していますが、プラスチックの分別回収が進み、リサイクル推進を達成したものと整理しています。

(表 5) 2022年度の間接的項目の達成状況

取組事項	取組目標	前年度(2021年度)	2022年度の結果		備考
上水道使用量の削減	上水道使用量(m ³)が前年度実績未滿	676,139m ³	735,438m ³	未達成	外部委託、指定管理を除く
ノーマイカーデー・エコドライブの徹底	ノーマイカーデー実施率が前年度を上回る	57.2%	55.9%	未達成	
紙使用量の削減	紙使用量が前年度実績未滿(A4換算)	81,135,701枚	80,323,734枚	達成	
環境に配慮した製品の購入及び利用	環境に配慮した製品の購入及び利用を推進	-	-	-	
廃棄物の減量化	廃棄物の減量化に努めるとともに、リサイクルを推進	可燃 47,615袋 プラ 5,958袋	可燃 45,999袋 プラ 6,497袋	達成	

※ノーマイカーデーとは

一定の曜日などにマイカー利用を自粛し、徒歩、自転車や公共交通機関を利用することで、自動車やバイクからの温室効果ガス排出削減に取り組むこと。

第三次実行計画では、毎週水曜日をノーマイカーデーとし、全庁・全市立小中学校に取組を呼びかけた。また、毎月第1・第3水曜日は、本庁舎・第二庁舎・第三庁舎・第四庁舎・第一宮銀ビルに勤務する市職員のノーマイカーデー実施状況を調査した(普段と当日の通勤手段[自動車、バイク、バス、徒歩、自転車、相乗り])。表5のノーマイカーデー実施率は、この調査結果を示したもの。

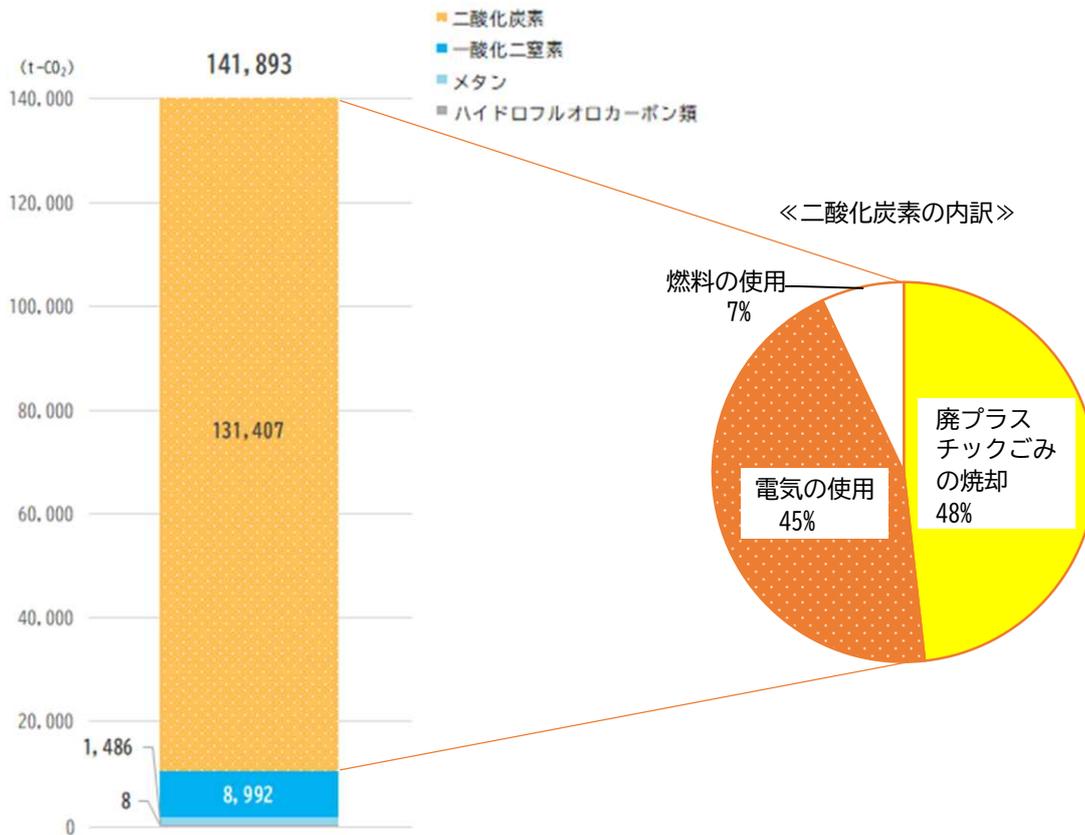
第3章 本計画における温室効果ガス算定

2021年4月から本市の事務事業に「廃棄物処理事業」が加わりました。計画の整合を図るため、2013年度（基準年度）当時の本市の温室効果ガス排出量に、廃棄物処理事業に伴い発生する温室効果ガス排出量を加え、2013年度（基準年度）の宮崎市役所の温室効果ガス排出量を、以下の通り見直します。

見直した2013年度（基準年度）の宮崎市役所の温室効果ガス排出量は、約141,893t-CO₂です（図6）。

種別内訳は、二酸化炭素が約131,407t-CO₂（93%）、一酸化二窒素が約8,992t-CO₂（6%）、メタンが約1,486t-CO₂（1%）、ハイドロフルオロカーボン類が約8t-CO₂（0.01%）です。

二酸化炭素の内訳は、廃プラスチックごみの焼却によるものが約63,368t-CO₂（48%）、電力会社等から供給された電気の使用によるものが約58,766t-CO₂（45%）、燃料の使用によるものが約9,273t-CO₂（7%）です。



（図6）宮崎市役所の温室効果ガス排出量【2013年度（基準年度）】

◆廃棄物処理事業によって生じる温室効果ガスについて

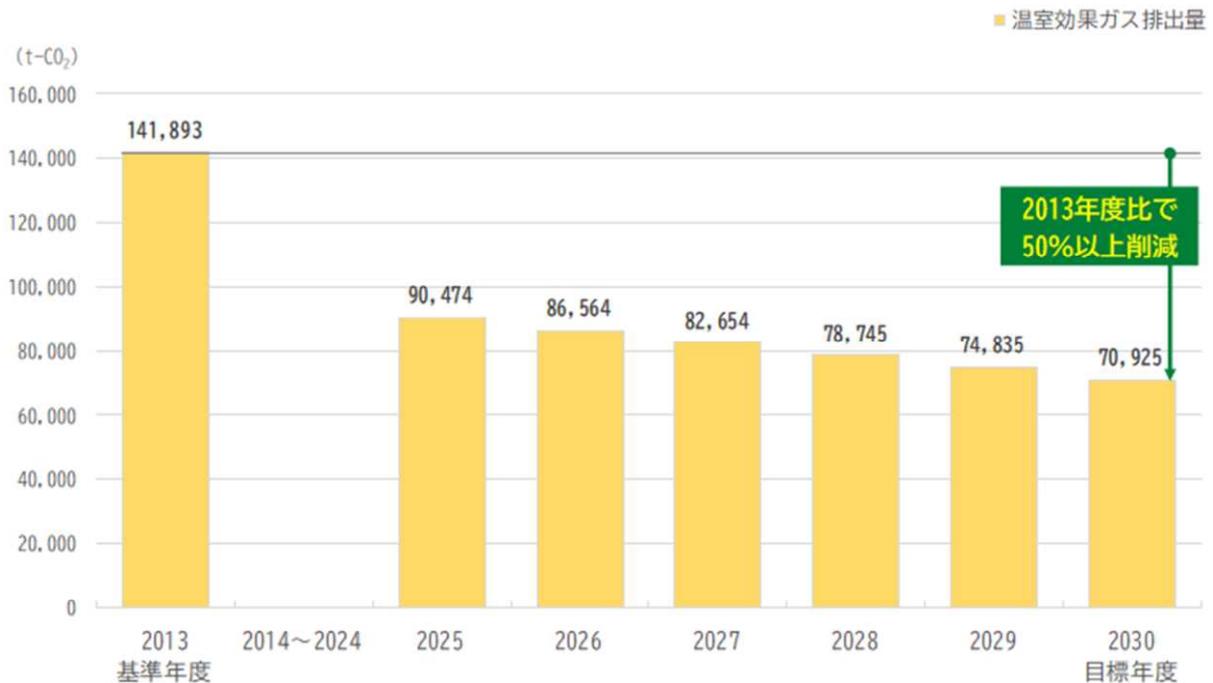
- ・エコプラザでは、宮崎市役所、市民・事業者等から排出されたごみを焼却処理しています。
- ・本計画ではごみの排出元にかかわらず、エコプラザにおける廃棄物処理事業によって生じる全ての温室効果ガスを、「宮崎市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス」として算定します。
- ・（図6）の右の円グラフは、ごみの中にプラスチック製品が含まれており、その焼却によって二酸化炭素を多量に発生していることを示しています。二酸化炭素排出量の削減に向け、可燃ごみに含まれている容器包装プラスチック類を正しく分別し、資源化を図る等の取組が重要です。

次章では、上記の温室効果ガス排出量を基準としたうえで、今後の取組目標を整理します。

第4章 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画（国）のほか、2050年ゼロカーボンという未来のあるべき姿から振り返って考える「バックカスティング」の考え方にに基づき、市役所全体の温室効果ガス削減目標（図7）及び事務事業活動別の削減目標（表6）を設定します。

宮崎市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量を
2013年度比で2030年度までに**50%以上削減**する



（図7）宮崎市役所の温室効果ガス排出量の削減目標

（表6）事務事業活動別の温室効果ガス削減目標（t-CO₂）

宮崎市役所の事務事業活動		基準年度 (2013)	目標年度 (2030)	削減 目標	
電力会社等から供給された電気の使用	二酸化炭素	58,766	15,700	▲73%	※1
燃料の使用	二酸化炭素	9,273	4,650	▲50%	
一般廃棄物、産業廃棄物の焼却	二酸化炭素	63,368	42,500	▲33%	※2
	メタン	6	4	▲33%	※2
	一酸化二窒素	6,481	4,350	▲33%	※2
自動車の走行	メタン	1	1	▲50%	
	一酸化二窒素	31	15	▲50%	
施設における下水等の処理	メタン	1,100	1,030	▲7%	※3
	一酸化二窒素	2,305	2,150	▲7%	※3
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	メタン	378	352	▲7%	※3
	一酸化二窒素	176	164	▲7%	※3
カーエアコンの使用	ハイドロフルオロカーボン類	8	8	0%	※4
合 計		141,893	70,925 (70,947以下)	▲50%	

※四捨五入等の端数処理の関係で、値が合わないことがあります。

※「自動車の走行」に伴うメタン排出量は、基準年度より半減させるものの、ゼロにはならないため、表6では「1」と表記しています。

◆目標設定の考え方

- ※1 「電力会社等から供給された電気の使用」に伴う温室効果ガスは全体の約4割を占めているため、この削減は、目標達成に大きく寄与するものと見込まれます。よって、他の事務事業活動よりも野心的な目標を個別に設定します。
- ※2 本計画では市民や事業所等からの廃棄物焼却量についても算定対象としており、これは、市の努力のみで削減できるものではありません。
しかし、廃棄物の焼却に伴い発生する温室効果ガスは全体の約5割を占めており、この削減は目標達成に大きく寄与すると見込まれるため、目標を個別に設定します。
なお、この目標値は、「第四次宮崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき推計しています。
- ※3 これらの活動は本市人口の影響を受けるため、「第六次宮崎市総合計画」の基礎人口として計上されている将来推計人口に基づき、削減目標を個別に設定します。
- ※4 「カーエアコンの使用」に伴うハイドロフルオロカーボン類の排出量は、公用車の台数をもとに算定します。本市は、公用車の利用状況等に基づいて台数を随時調整する方針のため、本項目については削減目標を設定しないこととします。

第5章 目標達成のための基本方針

以下、本市の温室効果ガス削減に向けた取組の基本方針を示します。特に重点取組事項（★重点）に注力することで「宮崎市役所の脱炭素化」をより効果的に行い、削減目標の達成を目指します。

5-1 公共施設における省エネルギーの推進

★重点

①

2030年度までに、公共施設におけるLED照明の導入割合を100%とする。

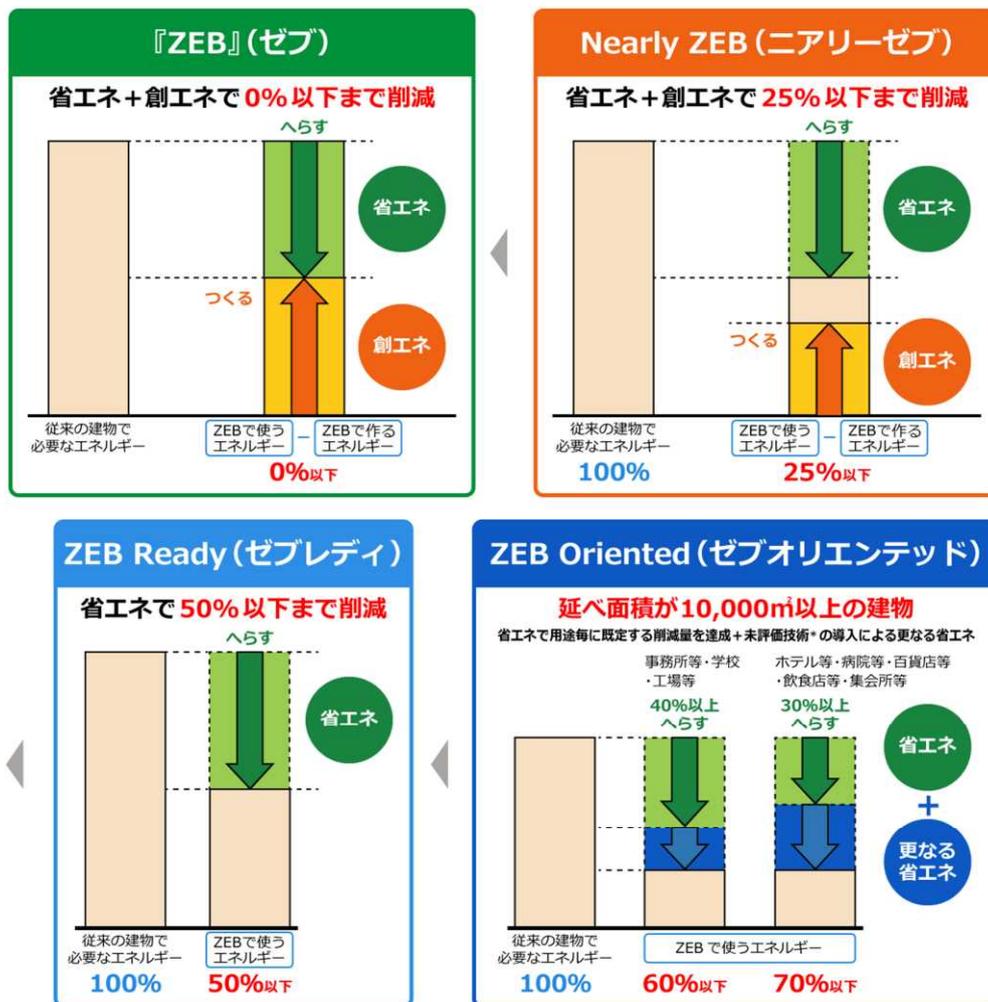
2023年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されました。

- ・新築/改修時にはLED照明を標準設置し、既存庁舎等も計画的にLED照明へ切り替えます。
- ・原則としてLED照明と調光システムを併せて導入し、適切な照度調整等を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図ります。

②

今後予定する市の新築建築物については原則ZEB Oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

- ・『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの基準を満たすことが可能な建築物は、積極的に、より上位のZEB基準を目指すものとします。



(図 8) ZEB 基準について ※出典：環境省「ZEB Portal」

- ・断熱性能に特に大きな影響を及ぼす「窓」については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入等に努めます。
- ・大規模改修や増改築の際は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に定める省エネ基準に適合するよう措置を講じ、高効率な省エネ機器への更新等も検討します。
- ・内装改修のみを予定する場合でも、併せて省エネ性能向上の措置を可能な限り検討・実行し、計画的な省エネ改修の取組を推進します。

－ その他、省エネルギーの推進に関する取組事項

- ・照明を使用する際は、点灯時間の縮減や適切な照度調整による節電を徹底します。特に、昼休みは業務上支障がある場合等を除き消灯を行い、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯します。
- ・OA機器（パソコン等）は省エネルギー型のものを選択し、使用する際は省エネルギーモード設定を適用して、電力削減を図ります。また、機器の使用時間の縮減等、節電を徹底します。
- ・大量のエネルギー消費を行う庁舎等については省エネルギー診断を行い、機器の運用改善を検討します。また、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入によるエネルギー管理の徹底も検討します。
- ・節水機器等、温室効果ガス排出の少ない機器の導入を検討します。
- ・適正な空調温度の設定や省エネ行動（クールビズ、ウォームビズ等）を励行します。

運転	項目	基準 ※天候等に応じ、変更可能性あり
冷房運転	運転期間	6月初旬～9月下旬
	室内設定温度	室温 28℃程度
暖房運転	運転期間	12月初旬～3月下旬
	室内設定温度	室温 19℃程度

5-2 再生可能エネルギーの導入拡大の推進

★重点 2030年度には、宮崎市所有の建築物・敷地のうち、設置可能な建築物・敷地の約50%
③ 以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

- ・建築物への設置のほか、敷地への設置（例：ソーラーカーポート）も検討します。
- ・太陽光発電設備の設置方法について、PPAモデル[※]の活用を検討します。
- ・太陽光発電設備を設置可能でないと判断した場合はその理由を整理し、技術開発等を踏まえ、適時適切に見直しを行います。
- ・太陽光発電によって生じた余剰電力の有効活用や、多くの公共施設は災害発生時に避難所として機能するため、一層のレジリエンス[※]強化が求められていることを鑑み、蓄電池等を積極的に導入します。

※PPAモデル（Power Purchase Agreement）

事業者が需要家（例：宮崎市）の施設等に再生可能エネルギー発電設備を無償で設置・運用し、そこで発電した電力を需要家に供給するビジネスモデル。「第三者所有モデル」とも呼ばれる。

※レジリエンス

ここでは特に「災害や感染症に対する強靱性の向上」を指す。（出典：環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」）

④ 2030年度までに、宮崎市の公共施設で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

- ・電力を調達する際は、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図ります。
- ・電力の共同調達（複数施設の電力をまとめて契約）の工夫や、再生可能エネルギー電力証書の購入を

検討します。

- その他、再生可能エネルギーの導入拡大の推進に関する取組事項

- ・太陽光発電以外の再生可能エネルギー設備の導入や、未利用エネルギーのさらなる有効活用についても検討します。

5-3 移動の脱炭素化の推進

⑤ 2030年度までに、公用車への電動車の導入率を100%とする。

- ・公用車の新規導入・更新時は、代替可能な電動車※がない場合等を除き、2030年度までに全て電動車とすることを目指します。
- ・公用車を使用する際は、エコドライブの実践や適切な点検整備を実施し、燃料使用量を抑制します。
- ・電動車の導入拡大に対応した充電設備などの環境整備を図るとともに、充電する電力に再生可能エネルギーを活用できる仕組みづくりを推進します。

※電動車

電気を動力とする車両のこと。ここでは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称。

エコドライブ10のすすめ

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう



⑥ 毎月第1、第3水曜日をノーマイカーデー調査日とし、市職員のノーマイカーデー実施率を前年度以上とする。

- ・毎週水曜日をノーマイカーデーとし、通勤時は極力、公共交通機関や徒歩、自転車等を利用することで、温室効果ガス排出抑制や渋滞緩和を推進します。
- ・毎月第1、第3水曜日の市職員の通勤手段を調査し、当日の実施率が向上しているか評価します。

◆ノーマイカーデー調査対象範囲について

- ・調査対象範囲は、路線バス停留所である「宮交シティ」、「橘通り3丁目」、「宮崎駅」を結んだエリアの周辺庁舎等とします。ただし、個別事情を考慮のうえ設定します。
- ・本市は新庁舎建設を予定しており、新庁舎は2031年度に供用開始予定です。それまでの間に使用する仮設庁舎についても、調査対象とします。
- ・調査対象範囲外の庁舎等においても、可能な限りノーマイカーデーに取り組むよう推進します。

- その他、移動の脱炭素化の推進に関する取組事項

- ・ Web 会議システムや在宅勤務の活用により、職員及び来庁者の自動車利用の抑制、効率化に努めます。

5-4 職員の環境意識啓発と環境に配慮した取組の推進

⑦ 各所属等において、地球温暖化対策に関する研修を毎年度に1回以上実施し、環境保全に関する意識啓発と環境に配慮した取組を推進する。

宮崎市役所の温室効果ガスを削減するためには、職員一人ひとりの環境意識向上が重要です。

そのため、各所属の推進責任者（課長等・校長等）及び推進員（課長補佐等・教頭等）は、所属職員を対象に、地球温暖化対策に関する職場研修を毎年度に1回以上実施することとします。

5-5 その他の取組の推進

- ごみの減量・リサイクルの推進

- ・ 物品を調達する際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、再生素材や再生可能資源等を用いた製品等を積極的に購入します。
- ・ プラスチック製品を調達する際は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達します。
- ・ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置します。
- ・ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めます。
- ・ 市主催イベントを実施する際は、公共交通機関の利用推奨やごみ分別等、温室効果ガス削減につながる取組を徹底します。市が民間イベントを後援等する場合も、これらの取組を行うよう促します。

◆備考

第3章に示した通り、宮崎市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量のうち93%を二酸化炭素が占め、そのうち48%は「廃プラスチックごみの焼却」によって発生しています。

二酸化炭素排出量を削減するには、宮崎市役所、市民・事業者等、全てのごみ排出者が容器包装プラスチック類のリサイクル・分別回収に取り組むこと（容器包装プラスチック類は極力、可燃ごみではなく資源ごみとして出すこと）が特に重要です。

なお、一般廃棄物の減量やリサイクル等に関する方針等の詳細は「第四次宮崎市一般廃棄物処理基本計画」に示しています。

- ペーパーレスの推進

- ・ 書類の電子化や電子決裁を徹底し、ペーパーレス化を一層推進します。
- ・ やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷、両面コピーを徹底し、印刷のページ数や部数が必要最小限の量となるよう工夫します。
- ・ 不要となった用紙類は、個人情報や機密情報等が含まれている場合を除き、再使用や再生利用、裏紙利用を徹底します。

- その他

- ・ 公共工事の際は、廃棄物等から作られた建築資材や雨水利用等の環境配慮に取り組みます。
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用等に努めます。
- ・ 植林、間伐等、適切な森林整備の推進を図ります。

【コラム】 カーボンニュートラル地域モデル処理場計画（大淀処理場）

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とは、カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道の終末処理場において省エネルギー、創エネルギー又は再生可能エネルギーに関する技術の導入等を行う事業について定めた計画であり、国土交通省において登録を行い、全国に普及展開し、下水道全体の脱炭素化の推進を図るものです。

2024年2月、本市の大淀処理場は「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に全国で4番目に登録され、先駆的な事例として位置づけられました。

今後、既存施設の電力使用量の2割削減を目指し、高効率ポンプやLED照明の導入による省エネルギー策と、場内未利用地を活用した太陽光発電設備の新たな導入やバイオマス発電の増産による創エネルギー策を推進します。

さらに、污泥焼却施設の乾燥設備（肥料化・燃料化）を更新し、下水道資源の更なる有効活用を図り、下水道バイオマスリサイクル率100%を目指します。

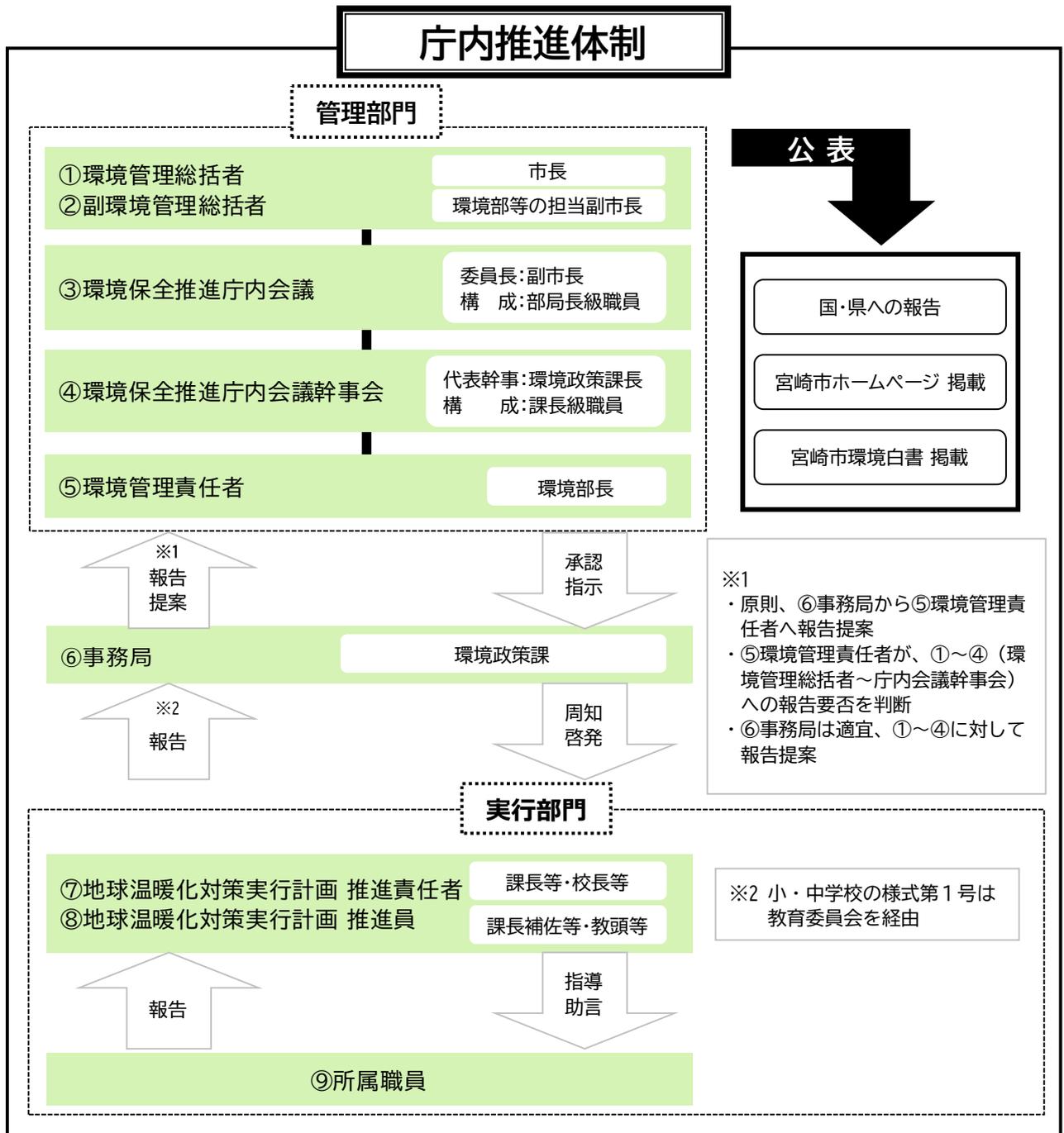


第6章 計画の推進

6-1 推進体制

本計画を組織的かつ実行的に推進するため、環境管理組織を活用し、全庁的な取組の徹底を図ります。

- ・ 管理部門（図9の①～⑤）は、事務局（図9の⑥）に対し、地球温暖化対策推進を指示します。
- ・ 事務局は実行部門（図9の⑦～⑨）に対し、温室効果ガス排出につながる活動等の報告を依頼します。
- ・ 実行部門は事務局に対し、毎年度、実績を報告します。
- ・ 事務局は原則として、環境管理責任者（図9の⑤）へ報告提案します。
- ・ 環境管理責任者は、他の管理部門（図9の①～④）への報告要否を判断します。他の管理部門への報告を要すると判断した場合、事務局に報告提案を行うよう指示します。



(図 9) 本計画の庁内推進体制

6-2 点検・評価・見直し体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、推進責任者（課長等・校長等）は、以下の様式を事務局へ定期的に提出します。

（表 7）報告様式及び報告時期

報告様式	報告時期
【様式第 1 号】 施設エネルギー報告書	電気使用量：随時報告（毎月） その他：翌年度 5 月の第 2 金曜日まで
【様式第 2 号】 公用車エネルギー報告書	翌年度 5 月の第 2 金曜日まで
【様式第 3 号】 その他事務事業報告書	翌年度 5 月の第 2 金曜日まで
【様式第 4 号】 ノーマイカーデー報告書	随時報告（第 1、第 3 水曜日）
【様式第 5 号】 職場研修報告書	翌年度 5 月の第 2 金曜日まで

6-3 実施状況の公表

事務局は、実行部門の実施状況を集約・評価した後、温対法第 21 条第 15 項に基づき、市のホームページ等で年 1 回公表します。

6-4 計画の見直し

本計画の期間は 2030 年度までとしていますが、社会情勢に大幅な変化があった際には、計画期間中であつても必要に応じて関係箇所を見直し、適切に対応します。

宮崎市環境部環境政策課

宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話：0985-21-1761

FAX：0985-22-3522

E-mail：09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp